平成２５年（フ）第３９１号
福岡市西区内浜１丁目４番１―906号
破産者　上瀧　　隆
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３９２号
福岡市西区内浜１丁目４番１―906号
破産者　上瀧惠美子
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０号
千葉県香取郡多古町御所台200番地
破産者　土井　清司
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第２２０９号
横浜市港南区笹下３丁目36番５号
破産者　野呂　宏喜
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８３２号
神奈川県茅ヶ崎市鶴が台３番４―306号
破産者　羽賀　富雄
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５１１号
高知県幡多郡黒潮町佐賀806番地５、旧住所静岡県藤枝市横内2218番地
破産者　明神　宏幸
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第１６３号
兵庫県尼崎市水堂町４丁目18番26―501号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市武庫之荘１丁目29番10―202号
破産者　山角　典弘
1　破産債権の届出期間　平成25年11月18日まで
2　一般調査期日　平成25年12月20日午前10時45分
平成25年10月18日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１７５号
兵庫県尼崎市若王寺３丁目18番18号
破産者　株式会社仲谷商店
1　破産債権の届出期間　平成25年11月18日まで
2　一般調査期日　平成25年12月20日午前10時45分
平成25年10月18日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１８７号
兵庫県尼崎市長洲中通２丁目15番26号
破産者　西藤　幸雄
1　破産債権の届出期間　平成25年11月18日まで
2　一般調査期日　平成25年12月20日午前10時30分
平成25年10月18日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２５年（フ）第８６号
山口県防府市開出本町１番23号　ウェルヴィラ開出Ⅰ番館201号
破産者　古賀千鶴子
異議申述期間　平成25年11月21日まで
平成25年10月22日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２９号
山口県柳井市柳井134番地
破産者　防予海運株式会社
異議申述期間　平成25年12月２日まで
平成25年10月22日　山口地方裁判所岩国支部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第２０８０号
東京都港区新橋３丁目３番７号信友ビル401
清算株式会社　株式会社プラン・ドゥ・コーポレーション
代表清算人　小野塚満郎
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

包括的禁止命令

平成２５年（再）第３５号
千葉県浦安市富士見５丁目１番１号、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区八丁堀３丁目14番２号
再生債務者　株式会社ライズ
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成25年10月17日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２５年（再）第２号
岐阜県多治見市太平町３丁目36番地の４
再生債務者　有限会社漸進
1　決定年月日時　平成25年10月21日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年11月18日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年12月16日から平成26年１月６日まで
岐阜地方裁判所民事部

平成２５年（再）第３号
岐阜県多治見市宝町１丁目１番地
再生債務者　有限会社トレンドコア
1　決定年月日時　平成25年10月21日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年11月18日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年12月16日から平成26年１月６日まで
岐阜地方裁判所民事部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２５年（再）第３５号
千葉県浦安市富士見５丁目１番１号、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区八丁堀３丁目14番２号
再生債務者　株式会社ライズ
1　主文　本件再生手続を廃止する。
再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　東京都港区虎ノ門４丁目３番13号　ヒューリック神谷町ビル４階　ビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所(外国法共同事業)
弁護士　柴田　義人
3　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成25年10月17日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第５０号
兵庫県尼崎市蓬川町10番地の36
再生債務者　矢野　一樹
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年11月８日まで
4　一般異議申述期間　平成25年11月15日から平成25年11月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部